

手続き	営業許可申請事項変更届	【第9号様式(第10条関係)】
届出対象	①店舗の構造設備の変更 区画や面積の変更、作業室の用途変更、製造ラインの移設等。 ②店舗の名称・屋号、飲食店の取扱業種(ふぐ・仕出し・弁当調製)の変更 ③申請者の変更 個人の場合：自宅住所や婚姻等による改姓 法人の場合：主たる事務所の所在地、法人名称、代表者氏名の変更 ④施設の所在地の表記 住居表示の施行や代表地番の変更 ※店舗の移動なし	
届出時期	変更後速やかに	
届出様式	営業許可申請事項変更届	
添付書類	変更の事実を証する書類(添付又は提示書類参照)	

◆変更内容と対応する手続きの概要は、次のとおりです。

	変 更 内 容	手 続 き	添付又は提示書類
構造設備	①店舗レイアウトの一部変更	変更届	・変更後の施設平面図
	②店舗の大規模な増改築・改装	廃止届及び新規許可申請	
	③店舗の移転		
所在地	①住居表示や市町村合併による所在地の表記変更(*)	変更届	・住居表示施行の場合、市町村が発行する通知書や証明書
	②代表番地の変更(*)		
	③違う場所に移転	廃止届及び新規許可申請	
営業者	①申請者の改姓や改名(*)	変更届	①戸籍事項証明書
	②法人の商号(*)、組織形態、代表者		②・③法人の場合は、登記事項証明書(履歴事項証明書)
	③申請者住所(法人：主たる事務所所在地)		
	④別法人や個人への営業譲渡(⑥の場合を除く)	廃止届及び新規許可申請	
	⑤個人 ⇄ 法人への営業者変更		
	⑥相続、法人の合併又は分割の発生	営業承継届	
その他	①食品衛生責任者の設置・変更	食品衛生責任者(設置・変更)届	
	①ふぐ処理の追加(*) ②仕出し、弁当調整の追加(*)	変更届	①ふぐ処理師免許証 ②変更後の施設平面図

注：※変更内容欄に(*)のある場合、営業許可証の書換交付手続きが必要です。

※手続き欄に網掛けしている場合（ の場合）は、変更届の対象外です。

※ 構造設備の変更や法人組織の変更については、変更届の範囲を超える場合がありますので、事前にご相談下さい。

※自動車による営業、簡易営業、自動販売機については、保健所に直接お尋ね下さい。

登記事項証明書（履歴事項証明書）の確認ポイント

1. 変更届に関する内容

変 更 事 項	組 織	①株式会社 ⇄ 持分会社(合同会社、合名会社、合資会社)への組織変更の場合 「登記記録に関する事項」欄に、 ”平成○年○月○日株式会社Aを組織変更し設立” のような記載があります。 ②特例有限会社 → 株式会社への組織変更の場合 「登記記録に関する事項」欄に ”平成○年○月○日 A有限会社を商号変更し、移行したことにより設立” のような記載があります。 ※旧法人の登記簿の「登記記録に関する事項」の記載内容 ①の場合 ”……組織変更し解散” ②の場合 ”株式会社に商号変更し、移行したことにより解散”
	商 号	・「商号」欄に、下記のような記載があります。 上段：下線を引いた旧商号 下段：新商号、変更期日、登記期日
	本 店	・「本店」欄に、下記のような記載があります。 上段：下線を引いた旧所在地 下段：新所在地、移転期日、登記期日 又は「登記記録に関する事項」欄に ”平成○年○月○日（旧所在地）から本店移転 平成・年・月・日登記” のような記載があります。

2. 営業承継届に関する内容（※法人の合併・分割は、変更届の対象外）

合 併	①新設合併の場合、「登記記録に関する事項」欄に、 ”奈良県大和高田市…番地 株式会社A と 奈良県桜井市…番地 株式会社B が合併により設立 平成・年・月・日登記” のような記載があります。
	②吸収合併の場合、「吸収合併」欄に、 ”平成○年○月○日奈良県橿原市…番地 株式会社Cを合併 平成・年・月・日登記” のような記載があります。
分 割	①新設分割の場合、「登記記録に関する事項」欄に、 ”奈良県葛城市…番地 株式会社Dから分割により設立” のような記載があります。
	②吸収分割の場合、「会社分割」欄に ”平成○年○月○日奈良県御所市…番地 株式会社Eから分割 平成・年・月・日登記” のような記載があります。

ご不明の点は、営業所を管轄する保健所にお尋ね下さい。